仕様書

京都市建設局伏見土木みどり事務所
（担当：山手・笹原　075-611-5371）

１　業務名

車いすゲート修繕（醍醐廻り戸町）

２　業務の目的

一般市道醍醐緯１７５号線において、車いすゲートの修繕をするものである。

３　履行期間

契約締結の日から令和８年２月 19 日まで

４　履行場所

京都市伏見区醍醐廻り戸町　地内

５　業務範囲

箇所図及び現状写真

６　業務内容

・別途添付資料（業務範囲を明示している図）で示している車いすゲート（左右とも）を、基礎部を含めて修繕すること。
（車いすゲートは、現況と同等品を使用すること。）
・基礎コンクリート周囲のＡｓは、現況復旧すること。
※作業に要する寸法計測費、諸経費等の全ての費用は、本業務に含む。
※撤去した発生材は、全て請負者において適切に処分すること。
※事前に建設局伏見土木みどり事務所の監督職員と施工時期、施工範囲及び施工方法について、打ち合わせのうえ、業務にあたるものとする。
※業務完了後、速やかに作業完了報告書を作成し、作業前後の現況写真とともに提出すること。

７　留意事項

・見積もり提出時に、車いすゲートの仕様についても記載すること。
・作業の際は、実施現場内又はその隣接敷地若しくは付近道路の工作物に損傷がないよう十分注意すること。与えた損害については、受注者の責任にて対応すること。
・完了時に、適切に処分したことがわかる資料等を提出すること。
・災害を未然に防ぐため、常に火気に細心の注意を払い、後始末等を自らの責任で徹底すること。
・作業員には、清潔で安全な服装をさせ、請負者の職員であることを示すものを着用すること。
・当該箇所近隣の関係者との間で問題が生じないよう近隣への周知等に留意するとともに、安全の確保に十分留意すること。
・本業務は公共性が高いものであり、市民への対応（言葉遣い等）に配慮すること。

・作業中、近隣住民からの要望、通行車両等からの苦情、事故の発生等があった場合は、速やかに監督職員に連絡しその指示に従うこと。

・原則、平日午前９時から午後５時の間に作業を行うこと。

・作業実施者にかかる安全管理については、受注者の責任において行うこと。

また、事故等が発生した場合は、受注者の責任で解決すること。

８ 支払条件

業務完了後、履行場所（業務範囲）において適切に業務が履行されていることを確認のうえ、本業務に係る経費を支払う。

箇所図

135.818806,34.964519　　135.824148,34.964519

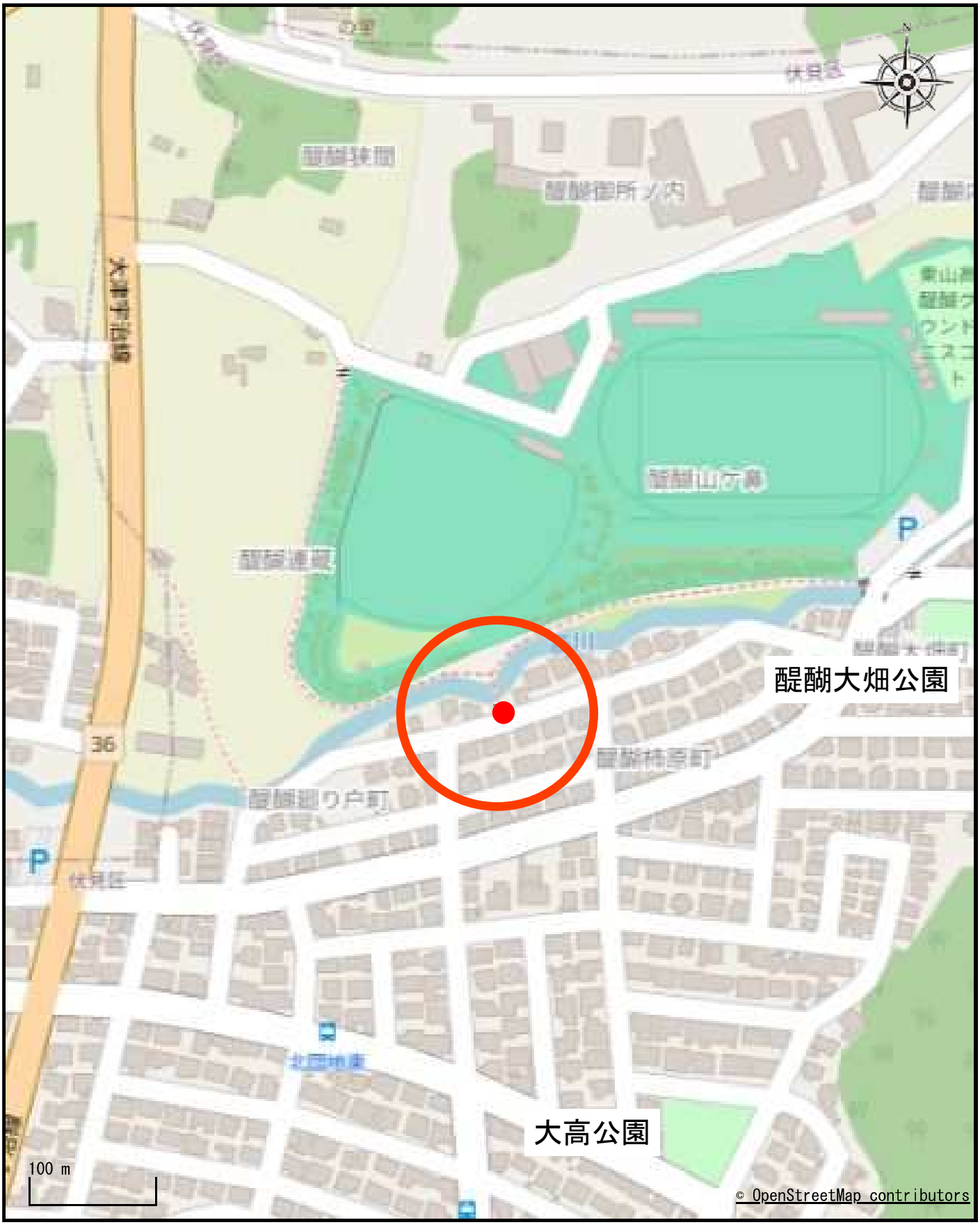

● ：業務箇所

業務範囲：



赤枠内の左右の車いすゲート（基礎部含む）を修繕すること。

現状１





基礎部が残ったまま、柵の根元が腐り倒れている

現状２



